

# 業務仕様書

## 1 業務名

デジタル情報発信進化学業

## 2 事業の概要

にし阿波（美馬市、三好市、つるぎ町及び東みよし町）に興味を持った人や実際に当地を訪れた観光客が、わかりやすく、効率的に情報収集のできるホームページや記事を制作する。これらを効果的かつ幅広く発信することを目的としたインターネット広告を掲載し、閲覧者が求める情報を的確に把握するため、デジタルマーケティングを実施する。

## 3 実施体制

- (1) 実施主体：一般社団法人美馬観光ビューロ、一般社団法人三好市観光協会、剣山観光推進協議会、株式会社貞光ゆうゆう館、吉野川オアシス株式会社、大歩危・祖谷いってみる会
- (2) 協力機関：にし阿波～剣山・吉野川観光圏協議会構成員、観光関係者 ほか

## 4 業務内容

### (1) 情報サイトの記事作成（英語サイト）

既存の「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」の英語サイトを、にし阿波のインバウンド情報の基幹サイトとして機能させるべく、欧米系外国人監修のもと、充実させる。また、外部サイト上での記事としても活用することで、情報発信を広く行う。

- ・英語を主言語とする外国人が、にし阿波の観光情報を取材を元に紹介することで、外国人の視点による外国人がわかりやすい英語サイト記事を作成

### (2) 情報サイトの構築（日本語サイト）

既存の「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」の日本語サイトの掲載情報を整理、アップデートするとともに、レイアウト変更を含めたりリニューアルを行う。画像中心のレイアウトや主要な誘導先は日本語と英語を併記するなど、日本人のほか、外国人目線でもわかりやすく、嗜好性が高いホームページとするため次のとおり改良する。

- ・日本語サイトのリニューアル（掲載情報の整理、レイアウト・デザイン変更、ページ新設）
- ・サイト内に設置する各種バナーの作成
- ・携帯端末等での最適化表示

### (3) インターネット広告の実施

ウェブページの閲覧数の拡大等を図るため、Web媒体、SNS、動画サイトなどでの広告を掲載する。また、誘導先を「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」のサイトとし、本広告から誘導先へリーチした効果を検証する。

- ・Web媒体、SNS、動画サイトなど、インターネット上での広告掲載
- ・広告用バナー制作
- ・アクセス分析

### (4) その他本業務に付随する業務

実施主体との協議及び業務遂行上必要な進行管理・連絡調整業務ほか

### (5) 報告書の作成

- (1) に係る事業実施報告書を作成すること。

## 6 成果物

### (1) 報告書 : 6部

上記を収録したCD-R : 6部

ホームページ : 1式

上記のデータを収録したCD-R : 6部

## 7 成果物の納入期限及び納品場所

(1) 納入期限 平成31年3月18日(月)

(2) 納品場所 報告書 : 一般社団法人そらの郷事務局  
ホームページ : 「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」のホームページ公開用のサーバへのアップロード。ただし、データを収録したCD-Rは、一般社団法人そらの郷事務局へ納品すること。

## 8 特記事項

(1) 情報サイトの記事作成(英語サイト)

- ・当該英語サイトに掲載した記事を外部サイトの記事として掲載することがある。
- ・英語記事の作成には、英語圏出身の欧米系外国人による監修を必要とする。

(2) 情報サイトの構築(日本語サイト)

- ・ドメインについては、「nishi-awa.jp」を使用すること。
- ・新着記事の投稿や情報更新、追加など、発注者側で一定の編集を可能とし、利便性の高い仕様であること。
- ・現在のホームページからの移行に伴う調整及び発生する費用は本業務に含めること。
- ・企画提案書において、サーバーやメンテナンスなどの保守により、今後、年間で発生する保守費用の概算を示すこと。
- ・ホームページ公開用のサーバへのアップロードについては、サーバの管理を受託している者との調整を必要とする。
- ・英語圏出身の欧米系外国人による監修を必要とする。

(3) インターネット広告の実施

- ・外国人利用者の多い広告掲載先を含む掲載先とすること。
- ・広告素材(画像、動画など)は、発注者が所有する素材を使用することができ、発注者との協議を必要とする。
- ・アクセス分析は、検証に用いる際に有効な情報とし、発注者において契約期間終了後もデータ抽出を可能とすること。

(4) 取材(写真撮影、記事原稿作成を含む)デザイン・レイアウト込み。

(5) デザインを含む校正要。修正・訂正の諸費用を含む。

(6) イラスト等は受注者で作成する。

(7) 施行打合せ要。業務の実施に当たっては、実施主体と十分協議しながら事業を進めること。

(8) 成果物には「一般社団法人そらの郷」、「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」の名称を入れること。

(9) 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、当法人に帰属する。

(成果品の写真、記事など全ての使用権を譲渡すること。発注者による自由な加工・二次使用ができることを要件とする)。

(10) 成果物の送料及び保管料については受注者の負担とする。

(11) 業務完了時に納品書を提出すること。検収確認後に請求書を受領し支払いを行う。  
業務内容によっては発注時に請書又契約書を作成するものとする。

(12) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

## 9 期間

契約締結日から平成31年3月18日(金)まで

## 10 予算額

上限額2,750,000円(税込)

## 11 検収場所

発注者において指示する場所